

各 位

会 社 名 株式会社芝浦電子
代 表 者 名 代表取締役社長社長執行役員 葛西 晃
(コード番号 6957 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執行役員経営管理部長 星ノ谷 行秀
電 話 番 号 048-615-4000

(変更) 2025 年 5 月 1 日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

当社が 2025 年 5 月 1 日付で公表いたしました「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(その後の変更及び訂正を含みます。)について、一部変更すべき事項がありました(以下「本変更」といいます。)ので、下記のとおりお知らせいたします。

ミネベアミツミ株式会社(以下「ミネベアミツミ」といいます。)が公表した本日付「(変更)「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、ミネベアミツミが 2025 年 5 月 2 日より開始しております当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「ミネベアミツミ公開買付け」といいます。)に関して、ミネベアミツミは、ミネベアミツミが 2025 年 6 月 26 日付で事業年度第 79 期(自 2024 年 4 月 1 日至 2025 年 3 月 31 日)に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、法令に基づき、ミネベアミツミ公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、2025 年 6 月 27 日から起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2025 年 7 月 11 日まで延長し、合計 49 営業日とする旨を決定したとのことです。

本変更は、上記決定に伴い、ミネベアミツミが 2025 年 5 月 2 日付で提出した公開買付届出書(その後、公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及びその添付書類である 2025 年 5 月 2 日付の公開買付開始公告(その後、公開買付条件等の変更の公告により訂正された事項を含みます。)の記載事項の一部に訂正すべき事由が生じたので、これを訂正するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、生じたものとなります。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

3. ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の根拠及び理由

② ミネベアミツミがミネベアミツミ公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

その後、ミネベアミツミは、当社が 2025 年 6 月 17 日付で第 67 期有価証券報告書を提出したことを踏まえ、2025 年 6 月 17 日付で、公開買付期間を 2025 年 7 月 1 日まで延長し、公開買付期間を合計 41 営業日とすることを決定したとのことです。

(訂正後)

<前略>

その後、ミネベアミツミは、当社が 2025 年 6 月 17 日付で第 67 期有価証券報告書を提出したことを

踏まえ、2025 年 6 月 17 日付で、公開買付期間を 2025 年 7 月 1 日まで延長し、公開買付期間を合計 41 営業日とすることを決定していたとのことです。

その後、ミネベアミツミは、ミネベアミツミが 2025 年 6 月 26 日付で第 79 期有価証券報告書を提出したことに伴い、2025 年 6 月 27 日付で、公開買付期間を 2025 年 7 月 11 日まで延長し、公開買付期間を合計 49 営業日とすることを決定したとのことです。

(5) ミネベアミツミ公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

② 株式併合

(訂正前)

ミネベアミツミ公開買付けの成立後、ミネベアミツミの所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の 90%未満である場合には、ミネベアミツミは、会社法第 180 条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、ミネベアミツミ公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。また、ミネベアミツミは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。2025 年 6 月 4 日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2025 年 7 月から 8 月頃を予定しているとのことです。

<後略>

(訂正後)

ミネベアミツミ公開買付けの成立後、ミネベアミツミの所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の 90%未満である場合には、ミネベアミツミは、会社法第 180 条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、ミネベアミツミ公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。また、ミネベアミツミは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。2025 年 6 月 27 日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2025 年 8 月から 9 月頃を予定しているとのことです。

<後略>

(6) ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧ ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

ミネベアミツミは、ミネベアミツミ公開買付前提条件の全てが充足され又はミネベアミツミにより放棄された場合、ミネベアミツミ公開買付期間を 41 営業日に設定しているところ、ミネベアミツミ公開買付けに係る開始予定について公表した 2025 年 4 月 10 日の翌日からミネベアミツミ公開買付期間の末日である 2025 年 7 月 1 日までの期間は 55 営業日となっており、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間よりも長期に亘っているため、当社の株主の皆様はミネベアミツミ公開買付けに対する応募するか否かについて十分な判断機会を確保するとともに、当社株式についてミネベアミツミ以外の者にも対抗的な買付け等を行うか否かについて十分な検討機会を確保できていると考えているとのことです。加えて、YAGEO 予告公表プレスリリースを通じて YAGEO 公開買付けの開始予定について公表された 2025 年 2 月 5 日から起算すれば、同日からミネベアミツミ公開買付けのミネベアミツミ公開買付期間の末日である 2025 年 7 月 1 日までの期間はさらに長期に亘っているため、当社の株主の皆様にとってミネベアミツミ公開買付けの内容を YAGEO 公開買付けと対比した上でミネベアミツミ公開買付け

に対して応募するか否かに関して判断するための機会やミネベアミツミ以外の者にとって当社株式に対する買付け等を行うか否かに関して検討するための機会は、一層十分に確保されていると考えていると
のことです。

<後略>

(訂正後)

ミネベアミツミは、ミネベアミツミ公開買付前提条件の全てが充足され又はミネベアミツミにより放棄された場合、ミネベアミツミ公開買付期間を 49 営業日に設定しているところ、ミネベアミツミ公開買付けに係る開始予定について公表した 2025 年 4 月 10 日の翌日からミネベアミツミ公開買付期間の末日である 2025 年 7 月 11 日までの期間は 63 営業日となっており、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間よりも長期に亘っているため、当社の株主の皆様はミネベアミツミ公開買付けに対する応募するか否かについて十分な判断機会を確保するとともに、当社株式についてミネベアミツミ以外の者にも対抗的な買付け等を行うか否かについて十分な検討機会を確保できていると考えていると
のことです。加えて、YAGEO 予告公表プレスリリースを通じて YAGEO 公開買付けの開始予定について公表された 2025 年 2 月 5 日から起算すれば、同日からミネベアミツミ公開買付けのミネベアミツミ公開買付期間の末日である 2025 年 7 月 11 日までの期間はさらに長期に亘っているため、当社の株主の皆様にとってミネベアミツミ公開買付けの内容を YAGEO 公開買付けと対比した上でミネベアミツミ公開買付けに対して応募するか否かに関して判断するための機会やミネベアミツミ以外の者にとって当社株式に対する買付け等を行うか否かに関して検討するための機会は、一層十分に確保されていると考えていると
のことです。

<後略>

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、ミネベアミツミ公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ずミネベアミツミ公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実がミネベアミツミ公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

ミネベアミツミ公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下同じです。) 第 13 条(e) 項又は第 14 条(d) 項及び同条のもとで定められた規則は、ミネベアミツミ公開買付けには適用されず、ミネベアミツミ公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び当社は米国国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び個人並びに当該法人の子会社及び関係者 (affiliate) (以下「関連者」といいます。) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

公開買付者、公開買付者及び当社の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人 (これらの関連者を含みます。) は、それらの通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b) の要件に従い、当社株式を自己又は顧客の勘定で、ミネベアミツミ公開買付けの開始前、又は公開買付期間中にミネベアミツミ公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても類似の方法により開示が行われます。

ミネベアミツミ公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。ミネベアミツミ公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」 (forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、当社又はそれらの関連者は、これらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの提出日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、当社又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、ミネベアミツミ公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。